

供給条件説明事項

(特別高圧・高圧／東北電力ネットワーク管内)

この書面は、電気事業法第2条の13に基づき、お客さまが Sailer Energy 株式会社（以下「当社」といいます。）との間で電気需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結するにあたり、重要な供給条件を説明するものです。必ず事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、契約手続きに進んでいただきますようお願いいたします。

なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、別途お客さまに交付する「電気需給契約書」（以下「本契約書」といいます。）および「電気需給約款」に基づきます。この書面はご契約に関するすべての内容を記載するものではありませんので、その他詳細事項等は、本契約書および電気需給約款をご参照ください。

1. ご契約について

(1) 申込方法

当社指定の様式による申込とします。

(2) 契約期間

本契約の期間は、本契約書に定める期間とします。契約期間満了日の3か月前までに、お客さままたは当社のいずれからも契約を終了する旨の書面による申出がない場合、本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、本契約書に別段の定めがある場合は、その定めに従うものとし、詳細は、電気需給約款第20条をご参照ください。

(3) 供給開始予定日

お客さまと協議のうえ、本契約書に定める日とします。

(4) 契約電力

契約電力は、以下のとおり定めます。詳細は、電気需給約款第6条をご参照ください。

区分	契約電力の決定方法
特別高圧、または高圧で契約電力が500キロワット以上の場合	需要場所における負荷設備および受電設備の内容、年間を通じての最大負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議により定めます。
高圧で契約電力が500キロワット未満の場合	原則として、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(5) 供給電圧・周波数

項目	内容
供給電圧	特別高圧の供給電圧は標準電圧20,000V以上、高圧の供給電圧は標準電圧6,000Vとします。
周波数	東北電力ネットワーク管内は原則50Hzです。ただし、地域により異なる場合があります。

(6) 電気料金

毎月の電気料金は、(i)常時供給電力、(ii)予備電力、(iii)自家発補給電力および(iv)契約超過金について算定した料金の合計金額に、(v)再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものになります。

(i)～(iii)の料金は、それぞれ、「基本料金」と「電力量料金（燃料費調整額を含みます。）」の合計額となります。

各料金の料金単価は、本契約書および別途お客さまに交付する見積書の記載をご参照ください。

なお、市場連動型プランでご契約の需要家様は別紙「市場連動契約書特約事項」をご参照ください。

使用電力量の計量方法、料金の算定期間使用電力量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。ただし、一般送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、お客さまと Sailer Energy 株式会社による協議を踏まえ、Sailer Energy 株式会社と一般送配電事業者との協議により決定した値とします。料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとします。ただし、①電気の供給を開始した月、②電気需給契約を終了した月、③契約電力等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。

(7) 使用電力量の計量方法および料金の算定期間

使用電力量および最大需要電力は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により、30分単位で計量します。計量器の故障等により正しく計量できない場合には、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議により計量した値とします。料金の算定期間は、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。ただし、供給開始月、契約終了月、契約電力等の変更により料金に変更があった場合等は、電気需給約款第10条に基づき日割計算を行います。

(8) 料金等の請求・支払方法

当社は、その1月における電気料金をその月の末日から15日以内に請求します。振込によるお支払いの場合、お客さまは請求書を受領した日の属する月の末日を支払期日として、当社が指定する口座に電気料金をお振込みいただきます。口座振替によるお支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の27日を振替日とします。銀行休業日の場合はいずれも翌営業日とします。支払期日までにお支払いがない場合、年10%の延滞利息を申し受けます。詳細は、電気需給約款第10条をご参照ください。

2. 契約の変更・料金単価の変更

(1) お客さまからの申出による契約内容の変更

本契約書記載事項の変更を希望される場合は、すみやかに当社に書面で通知していただきます。契約電力の変更を希望される場合は、変更希望日の1か月前までに当社に書面で通知し、当社の書面による了承を得ていただきます。ただし、本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には、当社の事前の同意を得ない限り契約電力を減少できません。詳細は、電気需給約款第18条をご参照ください。

(2) 当社による料金単価の変更

当社は、燃料価格、卸電力市場価格、需給状況、託送料金、容量拠出金その他の制度上の費用、法令または制度の変更、その他当社の電気の調達または供給に要する費用の変動等により料金改定が必要

となる場合、電気需給約款第 19 条に基づき、本契約における新たな料金単価を定めることがあります。

項目	内容
事前通知	原則として新たな料金単価の適用開始日の 30 日前までに、新たな料金単価、現行料金単価からの主な変更内容、変更理由、適用開始日を通知します。
承諾しない場合	新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の 14 日前までに、当社に対して書面により解約を通知することで、本契約を解約することができます。
解約日	この場合、本契約は新料金単価適用開始日の前日をもって終了します。
解約違約金	上記により解約する場合、電気需給約款第 21 条に定める解約違約金は発生しません。ただし、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、市場価格に連動して変動する料金、その他本契約においてあらかじめ算定方法または反映方法が定められている料金の変動については、この限りではありません。

3. 契約の解約・解約違約金

(1) お客さまからの解約

お客さまが本契約の解約を希望する場合は、原則として解約希望日の 3 か月前までに、当社に対して書面によりその旨を通知していただきます。なお、お客さまと当社が合意した場合には、解約日について別途定めることができます。詳細は、電気需給約款第 20 条をご参照ください。

(2) 解約違約金が発生する場合

お客さまの申出またはお客さまの責めに帰すべき事由により、契約期間の途中で本契約が終了し、かつ次のいずれかに該当する場合には、解約違約金が発生します。詳細は、電気需給約款第 20 条および第 21 条をご参照ください。

発生事由	内容
1 年未満終了	本契約に基づく電気の需給開始日から 1 年を経過する日前に本契約が終了する場合。
3 か月前通知不足	お客さまが解約希望日の 3 か月前までに当社に対して書面による解約通知を行わずに本契約が終了する場合、またはお客さまの責めに帰すべき事由により、当社が本契約の終了を 3 か月前までに合理的に予定することができなかった場合。
固定プランの中途終了	固定プランについては、需給開始日から 1 年経過後であっても、更新後の各契約期間を含む契約期間の途中で本契約が終了する場合、解約違約金が発生することがあります。ただし、契約期間満了日の 3 か月前までに書面による解約通知を行った場合は、この限りではありません。
無通知での他社切替	契約電力が 500 キロワット未満のお客さまが当社に通知をせず、他の小売電気事業者に申込みを行い、電力広域的運営推進機関から当社に終了通知がされた場合で、上記のいずれかに該当するとき。

(3) 解約違約金の算定方法

区分	算定方法
市場連動型プラン／市場連動型季節固定化プラン	契約電力×託送基本料金単価×本契約終了日の翌日から当該契約期間満了日までの期間。1月に満たない期間がある場合は日割りにより算定します。
固定型プラン	契約期間満了日までの残存契約期間において見込まれる電気料金（基本料金および電力量料金の合計額）の20%相当額。
3か月前通知不足の場合	通知不足期間に相当する期間について見込まれる電気料金（基本料金および電力量料金の合計額）の20%相当額。

1年未満終了による解約違約金が発生する場合は、当該解約違約金のみを適用し、通知不足期間に基づく解約違約金は重ねて請求しません。

通知不足期間とは、実際の本契約終了日の翌日から、当社が解約通知を受領した日から3か月を経過する日の前日までの期間をいいます。ただし、お客さまから解約通知が行われていない場合等には、当社が本契約の解除日または終了日をお客さまに通知した日を、当社が解約通知を受領した日とみなします。

4. 当社からの契約解除・供給停止等

(1) 当社からの契約解除

お客さままたは当社が以下のいずれかに該当する場合には、その相手方は本契約を解除することができます。解除された当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を一括して弁済するものとします。詳細は、電気需給約款第22条をご参照ください。

主な解除事由
本契約またはその他関連する契約に基づき相手方に対して負担する債務の履行を一部でも怠ったとき。
本契約の条項に違反したとき。
差押、競売、破産、民事再生、会社更生その他法的整理手続の申立てを受けたとき、もしくは自ら申立てをしたとき、または滞納処分を受けたとき。
手形または小切手を不渡りとしたとき、その他支払停止をしたとき。
合併によらず解散したとき、相手方に通知せず組織または営業につき重大な変更をしたとき、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(2) 料金未払等による解除時の説明

当社が、お客さまの料金未払その他お客さまの責めに帰すべき事由により本契約を解除する場合には、原則として本契約解除日の15日前までに、解除日および解除理由をお客さまに書面その他当社が適切と判断した方法により通知します。この場合、当社は、お客さまに対し、解除後に無契約となった場合には電気の供給が停止される可能性があること、および最終保障供給が義務付けられている一般送配電事業者に対し最終保障供給を申し込む方法があることを説明します。

また、お客さまの責めに帰すべき事由により本契約が契約期間中に解除された場合において、電気需給約款第20条第3項各号のいずれかに該当するときは、解約違約金が発生します。

(3) 供給停止・給電指令

保安上の危険、不正な電気の使用、立入業務への協力拒否、適正契約への変更または適正な使用状態への修正に応じない場合等には、一般送配電事業者により電気の供給が停止されることがあります。また、一般送配電事業者の供給設備の故障、工事、非常変災その他電気の供給上または保安上必要がある場合には、給電指令により電気の供給が中止され、または電気の使用が制限されることがあります。詳細は、電気需給約款第 13 条および第 14 条をご参照ください。

5. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等

お客さまは、以下の事項をお守りください。詳細は、電気需給約款第 11 条、第 12 条、第 15 条および第 18 条をご参照ください。

項目	内容
適正契約の保持	一般送配電事業者から接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合、お客さまはその求められた内容に従い、すみやかに本契約を適正なものに変更していただきます。
力率の保持	需要場所の負荷の力率は、原則として 85%以上に保持していただきます。
立入・保安等への協力	計量器等の確認、保安、供給停止または契約終了に必要な処置、一般送配電事業者の供給設備に関する確認等のため、需要場所への立入りその他必要な協力をお願いすることがあります。
施設場所の提供	電気の供給に伴う設備、計量器、通信設備等の施設場所の提供をお願いすることがあります。
工事費等の負担	供給開始、契約電力等の変更、お客さま都合による変更・終了等に伴い、当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合、お客さまに当該費用を負担していただきます。

6. 免責・不可抗力

(1) 違約金および損害賠償の免責

電気需給約款第 13 条に基づく供給停止、第 14 条に基づく給電指令による供給の中止または使用制限、第 20 条および第 21 条に基づく契約終了、その他一般送配電事業者に起因する事由等によりお客さまに損害が生じた場合であっても、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は損害賠償の責めを負いません。詳細は、電気需給約款第 16 条をご参照ください。

(2) 不可抗力

地震、津波、台風、落雷、その他の天災地変、感染症、戦争、暴動、内乱等の不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行ができない場合、お客さままたは当社は、本契約の一部または全部を解約することができます。この場合、当該解約に伴い生じる損害については、お客さま、当社ともに賠償の責めを負いません。詳細は、電気需給約款第 17 条をご参照ください。

7. 守秘義務・情報の取扱い

本契約の存在および内容に関して、お客さまおよび当社は守秘義務を遵守するものとし、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して一般送配電事業者が情報提示が必要なもの、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合等は除きます。

また、お客さまが本契約によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ通知することがあります。詳細は、電気需給約款第 24 条をご参照ください。

8. 契約に関わる注意事項

(1) 電気の供給者

供給する電気は、当社が供給するものであって、媒介事業者等が供給するものではありません。

(2) 電気需給約款の変更

一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は電気需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の約款の内容および効力発生時期を当社 Web サイト上に掲載する方法またはその他当社が適切と判断した方法により周知します。ただし、当社による料金単価の変更は、電気需給約款第 19 条に定めるところによります。詳細は、電気需給約款第 2 条をご参照ください。

(3) 媒介事業者に対する電気料金等のお支払い

当社が電気料金等の債権を譲渡している媒介事業者からご契約のお申込みをされた場合、電気料金等の支払先は当該媒介事業者となり、電気料金等の支払条件についても、本契約書および電気需給約款にかかわらず、媒介事業者が別途定める条件となることがあります。

(4) 切替前の供給契約

当社と新たに契約される場合、以前にご利用されていた小売電気事業者より違約金等を請求される場合があります。詳細は、当該小売電気事業者にお問い合わせください。

(5) 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、新潟地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。詳細は、電気需給約款第 23 条をご参照ください。

(6) 反社会的勢力の排除

当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、反社会的勢力に該当しないこと等を表明し、保証するものとします。相手方が電気需給約款第 25 条に違反した場合、通知または催告等なく直ちに本契約を解除することができるものとします。

9. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

項目	内容
名称	Sailar Energy 株式会社（登録番号：A0629）
住所	新潟県新潟市中央区東堀通一番町 494 番地 3
電話番号	025-369-5842
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00

以上